

興福寺本靈異記訓釈考

平井, 秀文
福岡学芸大学教授

<https://doi.org/10.15017/12393>

出版情報 : 語文研究. 1, pp.23-38, 1951-03-10. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

興福寺本靈異記訓釈考

平井秀文

- 一、靈異記訓釈の意義——興福寺本の場合——
- 二、訓釈に用いられた仮名及び仮名遣
- 三、訓釈注記の形式について
- 四、本文と訓釈との關係
- 五、注意すべき釈語の解説

一

日本靈異記のいわゆる訓釈なるものは、その内容または形式などに少からぬ相違はあつても、現存するどの系統の伝本にも共通して存する。もつとも眞福寺本の如き、その中巻には全くこれを缺いているが、それが下巻とは系統を異にする伝本であるとの確証がないかぎり、やはり一往は眞福寺本として同じように扱うのが妥当であろう。この両巻の書写が別人の手になるのであつても、それもそれだけでは伝本の系統を異にするものと考えねばならぬ根拠とはならない。かくて日本靈異記というものの性格を窺るとき、この訓釈という存

在が大きい一つの地位を占めてゐることは明らかである。訓釈を対象とする研究はすでに行われてきたことであり、その主とする問題は、訓釈がどうしてできたか——すなわちその作者あるいは成立の時期など、あるいは現存本の大部分の有する形態——すなわち各説話の末に一括するという形が本来の姿であつたか否か、などがそれである。しかもそれらがどれも決定的な論とはなり得なかつたということは、そのまま靈異記の伝本にはいろいろな異質的なものを包含しているということになるかも知れない。しかもそれにもかかわらずこの訓釈は国語資料として、利用せられることは甚だ多い。必ずしも明らか時代を有するものでないのに、特に古

語の訓詁には常に援用せられ、少くともある程度の確實性を有する傍証として、さらには平安朝初期のものとして扱われてきた。これはまことに不合理なようではあるが、結果としてはさして不当なこととは思われず、積極的な論証の主要資料としなければ、それでよいと私も認める。しかし説を立てるに、あの群書類従本だけによるということは反省を要する。

狩谷掖齋が多くの古典にあの博学をもつて考証を加え、後学に深い恩恵を垂れたが、それが靈異記において示されたのが校本すなわち類従本である。したがって一般に訓釈を論ずるにもこれによるが、みだりに意改することの非を知る人の手になるものだけに、やはりあれだけの仮名遣の新しさや仮名の略体化はどうにもならなかつたほどで、やむを得ぬ場合はあつてもこれをそのまま利用することは嚴密さを缺いている。訓釈内容から想像せられる時代の古さと、それを注記する表記の新しさと、この時代的なずれは如何とも解決することはできなかつた。伝写の誤りはあつたことは想定できても、実証する直接の資料が存しない。ここに一つの解決を与えたのが興福寺本の出現である。

興福寺本が発見せられ、かなりの年月を経てからようやくよく紹介また複製せられたのも、すでに古くなるうとする。親しく原本に接して調査した私の記憶もすでにうすれている。複

製本の解説者は、斯本のすぐれている点を論じ、こと訓釈に及んでは、他本に比してその詳密であり語数の多きを説く。これは誤りではないが、これが発見せられてからは訓釈に対する論が世上から急に影をひそめた観のあるは、右のような特徴が証明せられたためでなく、従来のいろいろな想定が、一部は実証せられ一部は全く否定せられるにいたつたと見るのが至当であらう。わずかに上巻だけの零本ながら、興福寺本の価値ごとに訓釈における場合はそれほど大きい。卷末識語の末尾缺損による不明なところに対する想像はどうであらうと、これが延喜四年の書写本そのものとは認められず、藤原時代の転写によるものと考えるが、その識語の当時あるいはそれ以前の姿を伝えているものと認めてよく、訓釈の示す内証もまたこれを裏書きする。斯本の訓釈が国語資料として誇り得る価値はここに著しい。

靈異記の訓釈から考えられる諸問題を研究するのが私の目的であるが、それにはまず各伝本別にその訓釈を考察して、それぞれの共通性あるいは特殊性を比較し、その後初めて靈異記訓釈という一般的考察の立場にいかなければならぬと信ずる。いかにすぐれた校定ではあつても、類従本は、それだけによつて訓釈一般を論ずる資料とすべきものではない。いまこの過程としてまず興福寺本だけを対象として扱うにすぎない。したがって他本との比較ということは必要のあ

る最少の場合に限ることにする。

ただこの緒言の最後に説きたいのは、靈異記の訓釈の本質についてである。これはあくまでもその訓釈者の意識において、その本文のうち訓釈せられた部分部分を、如何に訓みまはした理解すべきかを注したものであり、例えば字書的なものをとというようなための制作ではないのであつて、この事実を忘れた論が、あるいは錯誤をもたらすこともあることを銘記しなければならぬ。

二

類徒本に用いられた仮名をみると、片仮名使用の著しいのが意外に感ぜられる。これは訓釈がずつと古い時代のものという前提が無意識的にも存するからであるが、これをもつて靈異記訓釈の成立は新しいとする一証にかぞえる論さえ生れたが、それだけでは問題にはならない。転写を重ねると、字体が次第に簡單になるのが通則である。しかるにこれらのことが、興福寺本によつて古い姿が反証せられたといつてよい。活字体に改められる範囲で訓釈に用いられた仮名表を示してみよう。

加³⁹可²²我² 支³⁰紀¹ 久 介⁹毛¹ 阿⁹阿⁶ア 伊 宇¹²有⁵ お²³於⁷ 己⁷古⁵去

和	良 ¹⁷ ら ³	ヤ ⁸ 也 ³	万 ¹⁴ 末 ⁵	は ³⁷ 波 ¹ 破 ¹	奈	太 ³⁰ 太 ⁶ 多 ⁴	左 ¹⁴ 佐 ¹⁰
ゐ	利 ³⁶ り ²		見 ¹⁵ 美 ⁷ 三 ⁴ 彌 ² 未 ¹	比 ³⁴ 備 ²	爾 ²¹ 二 ² 位 ¹	知 ⁷ ち ¹ 地 ¹	之 ³⁸ し ¹ 師 ¹ 志 ¹
	留 ¹² る ⁶ 流	由	牟 ¹¹ 无 ²	不 ²¹ ふ ³ 布 ¹ 夫 ¹	ぬ ²¹ 奴 ¹	川 ²² 津 ⁶ 都 ⁶ つ	須 ¹⁴ 教 ³ 頁 ²
惠	礼	江 ² 工 ¹	女 ¹⁰ め ⁶ 米	へ	禰 ²¹ 爾 ¹	天	世
	乎 ¹⁶ ヲ ¹	呂	与	毛 ¹⁷ 母 ¹	保 ¹⁰ 呆 ²	乃	止 會

これによつてまづ字母が単用またはそれに近いことを知る。複用せられたものにはその使用度数を数字にあらわしたのによつて、大体の常用字母の範囲が察せられる。もつともこの表には、訓法の疑問などのために少しの異動はあつても一二例にすぎない。

略体仮名はまだあまり勢力を有たない。しかもくずれても草書化せられる傾向が強く、真仮名、平仮名を併記した如きは、その活字化するにいずれとも断じ難い字体の多いものを示したものである。片仮名の形に近いものはきわめて少い、「エ」は不完全であり「ヲ」は正しく原形を示せば「乎」の

初三劃である、「川」は「ツ」でもなく「川^ぶ」でもないよくある古体である。字訓仮名が交つていゝことも明らかで、その字体も当時通用のものである。ただ「毛」が字訓仮名にも用いられてゐるが、当然字音「モ」に用いらるべく、「ケ」は「介」が常用であるのは他の同時代文献に通ずる。これは訓釈字「皆」に「阿佐毛リ」と用いられただけで誤りではない。字母の複用が最も多い「ミ」において訓仮名が二例も見えるが、やはり当時常用の字母である。用例がただ一度か二度かにすぎない字母が多いのは目につくが、そのうち濁音に専用せられたのは次の四例である。

ガ 幸 幸我^レ之^レ久母 (序) 憲 幸我^レ去備 (三)

ヂ 倮 地^レ於 (二) ビ 窈窕 上音要反下音調 (二)

憲 幸我^レ去備 (三) プ 嬭房 上音爾反二合^レ夫佐 (三三)

これらの仮名を当時——延喜の頃という意味において——の姿を伝えるものとの前提で考へてきたが、こゝろみに他の前後する文献の仮名字体と比較して矛盾しないであらうか。しかしただちにもつてこれを訓点仮名と対比させるのは当を得ない。訓釈の成立には説あつて傍訓に用いられたものを原初の形と考へられたりしても、それを認めると否にかかわ

らず、私はこれを純粹の訓点仮名と同列にみるのは本質的に異なるものとして斥ける。漢訳佛典に存する卷末の音釈にならつたものたるは明らかで、音義物として初から獨立してつくれたものでもない。まこと訓点仮名にならば眞仮名多くしてはるかに時代のさかのぼるが如く見える。かくて音義物または字書の漢字文献の傍訓に用いられた仮名に比較する方がより妥当である。古く延暦の国寶本「華嚴經音義私記」、延喜に前後する新撰字鏡と本草和名と、これら三者の仮名字体の系列に入れるとき、「數」の如きやや特異なものはあるがその字母の単用程度または字体など、まことに延喜の頃としてあるいはさらにややさかのぼつても不思議でないことを發見する。訓釈が誰の手になつたかは不詳ながら、最初のもつと略体仮名の少いものであつたと考へる。仮りにすでに弘仁天長の頃に訓釈が成立してゐたとしても、その頃の訓点仮名に見られるほどの略体化は存しなかつたと思う。それを訓釈の本質が一般の加點とは異なることを証し得よう。

仮名遣について述べなければならぬ。上代特殊仮名遣はすでに行われなかつた頃である、事實その痕跡は認められない。ただ「コ」の仮名だけが比較的にある遣いわけが平安初期にもみられることあり、これと同時にいつてよい新撰字鏡にもその特徴が存するかと見られ、この訓釈でも一往氣づかれるが、明らかに混用してゐてそれとは認むべきでない。

アヤ兩行の「エ」ははまだ區別せられていた時代であり、これにも誤りはないと信ぜられるが、ア行の例は見えず次のヤ行のものだけが見える、この限りでは正しい。

脊 お比 江 (二) 逼 お比 江 (十五) 等 音 反 不 江乃名會 (序)

「不エ」は略体仮名ではあるが、他の文献によつて「フエ」はヤ行の「エ」たること明らかである。ワ行のエはいうまでもなく正しう。

雕 惠 流 (序) 踊 久 (一) 穿 惠 利天又云 (四)

鞭 須 是 (三十)

ところが問題は「ズハエ」である。古来諸説あつて一定せず「疑問仮名遣」にいたつて「ズハエ」と認められたがなお定めがたいところがある。この訓釈は全く新しい資料であるから問題視せられなかつたのはやむを得ぬが、再考すべきもので、あながちに「エ」を誤りとは断じ得まい。

古例に違つているかと思われるのは、第二十縁の「姝」字の訓「有留和之久」とある一例だけである。この字体は不明瞭で「者」の草体と解する人もあるが納得できず、またこの訓釈としてはあまりに特異な字訓仮名となつて従いがたい。私には「和」の草体と考へるが、さすれば「ウルハシク」とある

べき古例に反する。しかしながらこの語にかぎつてこれより古いと思われる他の文献でも「ワ」に誤つてゐることは周知のことであり、すでに新撰字鏡でも「字留和忘」に作り、かえつてこれがむしろ当代の素直な仮名遣を示していると考えべきではないか。

要するにこれら仮名および仮名遣の状態から観て、よく時代に合致するものと認められ、たとえ延喜の識語がなくとも、おおよそこの時代が想定せられる。かの掖齋が「訓釈仮字不入格者後人転写偶誤」と論じたのは、興福寺本の如きが知られていたらただちに実証せられたことなのである。

三

訓釈とはいつてもその内容はさまざまである。本文をどう訓むかを示すためのものであるから、その訓法を注することが主であるのはいうまでもないが、その他に字音を示すもの意義を注するもの及びそれらを併記するものなど一様ではなく、その上これを表記する形式も必ずしも一定していない。いまこれらを類別し、それぞれ適当に一二例を示して考察する。

まず字音を注するものについてみると、そのあらわし方は古例に準じて、類音字によるもの、仮名で表記するもの、反切によるものの三種にわかれるが、その各類においてなお注

記の方法に少異が存する。

一、類音字によるもの

1. 類音字だけで示す 舉 去 (序)

2. 類音字に也をつける 出 氏 (二八) 庶 民 上字 (序)

3. 音……也とする 續 音赤 (四) 諾 音若 (序)

4. 音……反とする 欽 音禁 (序) 絵 音惠 (二十)

類音字を用いる場合の常用の形は(4)によるもので、(1)(2)(3)の如きは右の用例につきる程度にすぎない。次に仮名による字音の表記は最も日本的な方法といえよう。新撰字鏡などにもよく用いられる形である。

二、仮名で表記するもの

1. 音……反とする 昆 音古 (序) 劉 音利 (十一)

2. 単に……反とする 宴 熙 上依爾反下目反 (二十)

繚 辰 上礼子反下来反 (十九)

後者は熟語の例で、音を省いて上……と示したまでである。第三の形式は字書に用いられる通常の反切法によるもので、この例は次の如くまことに少い。やはり初に音をつけるものとつけないものと二つにわかれる。

三、反切によるもの

1. 音……反とする 覽 見也音 (序)

2. 単に……反とする 婚 合 上音古隱反久奈 (一) 歛 音力 (二七)

3. 単に……反とする 駿 主因 (二八)

熟語の場合は、これらのどれかを用いて上……とかあるいは下……とかと注するのが普通で、それらの用例は最後にあげる項でおのずから察せられる。要するに字音をあらわす方法としては、類音字をもつて示すのが常用の形であつた。

次に字訓をあらわすもの、いうまでもなくこれは仮名によつて訓法を明らかに示すもので、古語の訓法を伝える資料としては最も利用せられ、靈異記訓釈の価値もこれにある。訓を示す方法はおおよそ次のようにわかれる。

一、単に一訓を示すもの (これが最も多い)。

1. 訓だけを記す 佇 乃會 (三) 釘 久 (三十)

2. 訓……と記す 當 頭 川々女 (三四)

3. 訓……と記す 城 紀 訓 (序) 磯 師 訓 (序)

4. 訓……と記す 譽 訓 呆 (序) 肺 肺 上音之反 (一)

「肺肺」の訓釈中に「下音音反」とあるは前の字音のあらわし方に徴しても、「下音音反」の誤りであるう。さて訓だけ

を示すのが常用であつて、②の如く特に訓字を冠するはわず
 か右の四例につきる異例である。それがともに卷初の序文及
 び第一縁に見えるにすぎず、また初の三例は固有名詞を訓注
 したものであるが、第四例は全く他の倭訓を示す音義物から
 転用したかの趣がある。さらに注意すべきことは、「譽」字
 を除く他の三例がやはり類従本でもここに訓字を冠している
 事実で、これからすれば類従本に「譽保牟」とある訓釈は訓
 字が脱したものと推定することも可能である。

二、同一語に二訓以上を示すもの この場合はその間に
 又云を用いる。

1. 二訓の場合 睇 米加利字都
又云米見須 (一一)

愈 伊由ること止又云
ヤ須牟こと止 (十六)

2. 三訓の場合 皆 如上又云爾加美
又云伊支、美 (一一)

三訓の場合はこれ一例だけで、正しくいえば三訓を示してい
 ないが、初の「如上」とあるのは、訓釈のこの前項に「睇爾良
 とあるので、「ニラム」とも訓むことを示したことが明らか
 であるから、あわせて三訓を記したものと見えよう。

三、熟語の訓を示すもの これにも注記上の多少の相違
 が認められる。

1. 訓だけを記す 嬰兒 三止利
古 (九)

猛風 川牟之
加世 (三四)

こういう記し方は数例をかぞえるが、むしろ異例であつて、
 以下に示すように二合という語を用いるのが熟語における常
 用の形である。

2. 単に二……と記す 澡浴 二加は
安見天 (八)

良久 二也々
比支爾 (三五)

3. 二合……と記す 食国 二合久爾
乎数 (三)

嗟呼 二合
阿 (三五) 嬬房 上音爾反
二合ち夫佐 (一一三)

4. ……二合と記す 婚合 上音古隱反久奈
可比二合 (一一)

5. 字二合……と記す 霹靂 上音百反下音歷反
字二合可美止利乃支 (五)

6. 二合云……也と記す 顛沛 上音典反下音背反
二合云太不流也 (十五)

このうち②④⑤⑥の四項はその用例もここにあげただけが見
 えるにすぎず、たまたまかかる形をとつたものであろうし、
 ②の如きは「合」字の脱したものと解するのが正しい。要す
 るに熟語の場合は③形を用いるのが常であつたことから察す
 ると、

觸髅 上音毒反下音樓反
・比止加之良 (十二)

の訓釈の・印の部分に欠損して約二字分が原本にもわからぬ

のは、「二合」という語があつたと推察して誤りないことが判明する。

仮名を用いないで釈義する方法も甚だ多い。適当に訓法を示すものではないが、類義の字によつて釈義するもので、字音をあらわすに類音字をもつてすると軌を同じうする。したがつてこの方法によるものは本文を正しく訓むというより、正しく意義を解するためのものとして作られたのである。

一、単に一義を示すもの ほとんどすべてがこれである。

1. 意義だけを示す 牝女 犢牛 (二十)

2. ……會と記す 筭音牛 反不工乃名會 (序)

3. ……也と記す 詳明 (序) 控引 (二十一)

(1)(2)はこれだけしかない異例であり、(3)の形式が常に用いられた、普通に字書類に採られる形とかわらない。

二、同一語に二義以上を示すもの すべて也を用いて注する。

1. ……也……也と記す 匪非也 (序) 寄宿也 (一九)

これが普通の形であるが、例外的に次の二例の如く他の字を挿入する注し方もある。

2. 諒誠也 (五) 俛伏也 (二四)

3. 三義の場合は一例だけであるが、やはり……也をくりかえすだけではない。

鞠問也謹也 (三十)

三、熟語の場合は、字訓のそれと同じく二合の語を用いるが、実際には次の例があるだけで、「也」字の有無の差があるにすぎない。「訓」字を用いるは異例であるが、純粹に仮名訓を示したのではないからここに録する。

1. 漁夫二合魚 (十一)

2. 垢然上音乎反訓 (七) 流聞・訓 (三二)

3. 宴嘿二合 (三四) 烟然二合 (三五)

(1)は類従本では「取魚男也」と注せられ、「也」があつて「二合」は用いられていない。「流聞」の原本缺損の・印の部分は、先の字訓の場合にあつた如く明らかに「二合」の語があつたと認めてよい。

以上、字音をあらわすもの、字訓をあらわすものまた釈義を示すものの三類を説いたが、これらがそれだけの形で用いられることの多いのはいうまでもないが、一語であつて音訓あるいは音義などを併記するも少くないのは、すでにあげた諸例のうちにも見えるとおりである。ただこの場合は、それが熟語たることが大多数であつて、その注し方も

幣帛 上音弊反下音
百反二合彌天久良 (一) 邂逅 上音解反下后反 (九)

の如くまず字音を次に訓義を注するのが常であり、序文訓釈の最後にある

覽 見也音
覽食反 (序)

の如きは正に例外である。ただしこれは単字に音義を注した少数のうちの一例であつて、むしろ単字はこのように字音を後にするのも知れないと一往考える要がある、それには理由があつて、第二十八縁の単字に

藥 音花也
奴伊反 (二八)

の一例があり、しかも「音」字から「奴」字につづく符号(曲線)を用いてあるから、その音注は「音奴伊反」の如く先にあるべきを書き誤つたことを示すものか、あるいは

「花也 音奴伊反」と反対たるべきを記したのか、即断し得ない点がある。しかし単字の他の例が序文のとは逆に

憂 音興友
死也 (五) 媚 音目反
彌毛乃る (三十)

となつていたので、やはり音注を先にするを示したものと解すべきであらう。熟語の例から考えてもそれが至当と思われ

る。
以上訓釈の注記の形式の複雑さについて述べたのである

が、これは単に国語資料として扱うかまたは本文訓読のために用いるだけの必要からみれば全く無用の説に近いが、訓釈の成立を考える立場からすれば看過しがたいことで、それぞれの注記形式に主要な方法はあつてもこれほど雑多になつてゐるのは、転写を重ねるうちの変化とは考えられないものがある。かくて靈異記の訓釈は、ただ一人の手になつたとか同時に作られたとか考えると解決したい不統一性があるために、次々に何人かによつて成長していつたものであるという論が生ずる餘地が生れる。

興福寺本訓釈のこの現象は、必ずしも他の本にないものではない、むしろ共通的な問題である。しかし私は斯本だけを対象とするこの論において広く比較考証することなくして容易に結論は出るものとは思わない。ただかかる事実を指摘するにとどめておく。

四

これまでではもっぱら訓釈それ自体の形式的方面について考察してきたが、ここには改めて訓釈を本文との関係において説く。まず訓釈の位置は、類従本の如く各説話末に一括して記されている形式について、従来とかく考えられてきたが、原撰からほど遠からぬ時代の姿をつたえている興福寺本において、すでにその形式であつたことは明らかである。しかし

類従本の如きには本文とは行を改めて記されているが、斯本では全く行をかえず、本文末にすぐ続いて訓釈が始まるという、いまから見ればまことに未整理な形であることは注意を要する。殊に各説話の題目さえが行を改めることなく、前縁の訓釈末尾にすぐ続いて書写せられているという事実も珍しくない。とにかく延喜の底本としたものがそうであつたか否かは推定すべくもないが、現存最古の形がかかる一括形式で未整理な姿を残していることは、傍訓などの形式で伝わるものとは別な点で注目すべきである。

訓釈に見える語で本文にこれを缺くことがある。そのうち他本によつて本文がうかがえるものは明らかに斯本の脱落と考えられるが、第十二縁訓釈の「晦・頃」の二字は本文に見あたらす、ことに「頃」字は椽齋も考証して「無所係」と記したように類従本の本文にも見えない。これらは全く本文とは無関係のもので、その訓釈だけが残つて本文の文字がいち早く転写のときに脱したままで伝えられたか、あるいは各縁の訓釈がその位置を誤るにいたつて混入したかと考えられる。第三十五縁の訓釈「縞」字も本文になく、缺損した部分があるからそこに存しているべきものかも知れない。これは従来他本では缺いていた説話であるから対照することができないのである。要するにかく訓釈だけに見えるもののあることは、本文校定上に一つの手がかりとなり得る。

訓釈と本文とに通じて存しながら、その文字を異にするものがある。これも校定の資料となるが、これにも同一字ながら扁旁の一部が異なるとか異体字であるとか誤字とかが多くて、問題とすべきは全く他の字が用いられている場合だけであるが、その例はほとんどない。多くは比較していずれかに決定せられる。

本文によつて正しくみれば、訓釈字の出し方に不当なものがある。著しいのは否定辞を伴うものであつて、例えば

調 津加・乃 (四)

津良敷之天

喙 津支波万 (九)

仆 大不 (二六)

礼須

の三例はそれぞれ本文に「不諸」「不喙」「不仆」とあるに徴して明らかである。「不諸」は「不調」の誤りであろうがその訓もおそらく「ツカヘマツラズシテ」とあるべきが誤つているものと考えられる。類従本訓釈にも否定辞はないが延寶本では「不調」「不喙」という形で示しているものもある、これはかえつて本文によつて挿入したものかも知れないが、これらの事實は、次に説く訓釈字の順序の問題とともに諸伝本の校合によつて明らかとなると思う。

他本にもあるように、斯本でも訓釈字の所出順序が本文における順序どおりにはならないところが少くない。いま二度錯誤のある序文での例で必要ある部分の前後にわたる訓釈を

原形どおりにあけると

……
季⁵⁰ 匪⁴⁰ 呈⁴¹ 叵⁴² 冥⁴³ 點⁴⁷ 然⁴⁴ 粵⁴⁵ 矚⁴⁶ 寢⁴⁸ 側⁴⁸ 儒⁵² 流⁴⁹
葉⁵¹ 澄⁵³ ……(序)

の順序であるが、本文に出るのは数字で示したとおりである。他の諸例は一一これをあげるを省くが、これは諸本に通ずる事実ではあつてもその倒錯の順序は必ずしも同じとは断ぜられないようで、ただ一本だけからはこの事実を闡明することはできない。訓釈が安定的な存在として初から作られ各説話末につけられていたならば、これほどの混乱はどうして起るであろうか、そこで多くの疑問が出るのは当然である。

しかしこれだけをもつて、初は裏書や傍注などであつたのが説話末に一括せられる時に自然に起つた誤りである、とただちに断ずるのには賛成できない。

最後に言及すべき関係は、やはり諸本の訓釈に共通することではあるが、その訓注が常におまりにも本文中の訓読に即したものであるということである。

岐 ち末 (序) 魁 伊支 (五) 縫 ぬ比 (八)
太乎 太利

畜 介毛 (十二) 迫 世 (二十) 嶺 大介 (二八)
乃爾 乃

これらはわずかの例をあけたにすぎないが、助辞の類をつけたり活用語が終止形以外の形をとつたりすることは多くの例

で、すなわちこれは本文を訓読するそのままの語形で示したものである。単語の訓として独立性あるものではないので、この事実もまたもつて訓釈移動説ともいふべき論の根拠の一となり得るが、公正にみてそれも必ずしも妥当ではない。訓釈が、独立した字書または音義物として成立したものなら、その訓注は活用語は多く基本形(終止形)をとり助辞などがやたらにつけ加えられて示されることなく、また釈義の形式に多かつた「某也」式に注記せられるが普通であろう。けれども初に述べてことわつたように、訓釈の本質がそういうものではなく、あくまでも本文の訓読理解に資するものであるから、それが成立当時から各説話末に一括して記されていたと仮定しても、その訓注が本文の訓読に即した現存の形であつたところで何の不合理もないではないか。奇縁あつて興福寺本をしのぐ古鈔本が発見せられその訓釈形式が一括せられたものではなかつたと仮定しても、右に論じた合理性にはいささかの影響するところもないのである。

五

訓釈の釈語について注意すべきものに言及して本稿をおわりますが、その初に現在の興福寺本ではすでに缺損して全く不明の箇所について述べる。この古鈔本が発見せられた事情に察せられるように、保存せられてきたものではなくて長い

間全く放置せられていたのであり、それが偶然に取り出されたという実情のために、料紙の上下の端が少しずつではあるが少からず缺損して、訓釈もここに該当するものあるをまぬがれない。すでにあげた用例で、印をもつて示したのによつてもうかがわれるが、例えば別に二三例を示すと

字 乃之太 (序) 履 不万 (十二) 携 太ッ (二八)
左波

などの如きである。しかしこれら訓釈の多くは類従本の訓釈に共通するものであり、缺けたところはそれによつて補読して、誤りがないものと考えてよい。すなわち右三例はそれぞれ「アミノシタ」「フマル」「タツサハリ」と訓むべきことがわかる。ただ興福寺本にしか存しない訓釈のうちにもこの缺損があり、これらは傍証などによつて解説しなければならぬ。この例は少いものであるから次に説明する。

貪 彌か (序)
去止

これはその字形そのものがすでに「貪」か「貧」か明らかでないが、釈語は「ネガフコト」たるに誤りなかるべく古訓によつてやはり「貪」字を正しいと認める。

舂 上音分 (五) 紛 二合カ
下音服 乎礼利 レリ

下に参照したのは類従本の訓釈で、これは全く意味をなさなぬ。「カヲレリ」と訓むべきは論なく、類従本の誤りは明らかである。

かである。

諒 止爾 (二五)

「マコトキ」と訓むこと、類従本卷中第十三縁訓釈に見える。

媚 音目反 (三十)
爾 乃る

既述のうちにこの例は「ネモノル」と補つてあげたが、その字形に近い片影がうかがわれるによつたまでである。そう訓んでも語義は解し得ない。「オモノル」の誤りか。

闕 見可 (三二)
爾

類従本卷下第九縁訓釈に「ミカド」とあるによつて補読できる。次に第三十四縁の「厭」字は釈語が全く缺損して一字も残さぬので、どうであつたかはわからない。

邂逅 上音解太万 (三五)
下音

これは幸い同じ興福寺本の第九縁訓釈に、同語があり「タマサカニ」と訓んでいる。

釈語は明らかに記されているが、その仮名の判読に疑義があつて注意を要するものが少くない。古鈔ではあるが書写は必ずしもすぐれたものとはいへぬことは本文を校訂すればわかるように、訓釈の字体にも誤写と判定するより解説の方法

のないものがある。

御 乎左米 (序) 御 乎左女 多比之 (序)

類従本は下記のように「タビシ」と訓んでいる。「太」字は明瞭でなく「土」と解読した人もあるが、恐らく「太」のくずれた書写であろう。

倅 志、呂津 古支之 (序)

このままでは意味が通じない、類従本には「去、ロウ古支也」としているがそれも枝齋が考証しているように原本の「ナム、ロツ古支也」という不詳訓を改めたものである。「志」は「去」の誤写と考えれば「コ、ロツコキシ」と訓める。そう認めてもよい理由は、第三縁の訓釈に

蕙 卒我 去備 (三)

とあつて、これは類従本訓釈に「卒加之比」とある傍証をまつまでもなく「卒我志備」であるべく、字体の相似から興福寺本の筆者はこの「去」と「志」とを相互に書き誤つたことが著しいからである。この語が正しいとしても辞書にもなく目新しいが、万葉集卷十八(四〇八九)にある長歌の一部分に

…伎久其等爾許己呂豆吳枳弓宇知奈伎伎…

とあるものの唯一の傍証となる。従来諸説これを解しがたい

として「ココロウゴキ」の誤りとしていたが、その異本文を伝える写本がない。いまこの訓釈によつてそのまま認められよう、すなわち「定本万葉集」はこの興福寺本訓釈を援用して「ココロツゴキ」とそのままに訓んでいるのは新しい見解である。もつとも意義は枝齋が改めたように「心動ク」とをいうのであろう。

磐余 二合伊 波禰乃 (四)

類従本「伊波禰乃」とあるのによく、「禰」は字形の相似による「礼」の誤りとすべきである。

者羽 波布・ぬ又云 加介利ぬ (九)

「布」字の下、判読しがたい。「い」に近い形が残つてゐるが不明。「ハフリヌ」とありたいところである。

添 會布 (十)

下の字が明らかでない、一見すると「而」字の如くである。「添上郡」の訓読を示すので、「布」と認めたい。「ソフノ上郡」と訓むか。

逼 お比江 か之天 (十五)

すでに仮名遣の條であげたが、前半を「お比須」と誤り読む人があるので再び記す。今語「オビヤカシテ」にあたる。

俛毛カ良 奈之天波り天 (十九)

全く解し得ない。「カ」を「刀」すなわち「ト」の仮名と読む説には従いがたい。字形から考えてもそうであるが、仮名字母としては「止」が専用せられる斯本には不当である。

効万爾 比 (十九)

これは「マナビ」または「マネビ」と訓みたいところであるが「ニ」の常用仮名「爾」とある。「奈」の下半部の略体仮名の類似からの誤写か。おそらくは「彌」の省割で旁だけによつて「ネ」と用いた唯一の例であろう。

負備 久 (十九)

類徒本には「マクル」と訓んでいるので、これも「マク」と訓みたいが不可能である。「備」字もやや納得しがたいが、「久」はむしろ「欠」に近い、またこれは人によつて「頁」と解せられてもいるが、本文に即してよむと甚だ疑義が多い。決しかねる。

霽音受反 田反 (二五)

他本にない訓釈であるが、如何とも解せられない、訓釈に誤りがあるかと思う。

双齒喚嶋 也 (二八)

この訓釈どおりでは全く意味をなさない。書写の拙さに帰因するのであるか、これは二つの訓釈を誤つて一語のようにしたのである。「齒」字が「双」の意義をあらわすものすなわち小記すればよいのを、大きく書いたために誤りが起つたことは明らかである。したがつて

双齒 喚嶋也

のようにわけると判然とする。

誕安世 末世利 (三三)

意義通ぜず、字義から考えるとただちに「アレマセリ」とあるべきを誤つたと想定せられ、そう訓めば解決せられたものといえる。

矜女久 彌 (三三)

明らかに「メグミ」と訓むべき字であるが、このままでは「彌」は「ネ」と訓まねばならない。「彌」は「彌」の誤りであろう。「弓」篇を「方」字に書くがそれを「ネ」の草体と誤つたことから「彌」になつたものと思う。

敦度 也 (三三)

意解しがたい、したがつて「度」を「厚」と読む人もあるが無理である。「敦」字そのものがすでに本文に見えたらす、

恐らく本文に「孰」とある字がそれに該当するもののようにこのあたり訓読しがたい。

良久 二也、(三五)
比支爾

「ヤヤヒサニ」とあるべきところ、「左」を誤写したもののか。
延暦の「華嚴經音義」にはあたかも

良久 玉篇曰良猶長也長對於促非
暫時也夜々比左爾安利天

の訓注があつてこの確証となる。なお

友 奈か奈は爾 (五)
奈利ぬること

の訓は、こう読解せられるが、そのままでは意義が明らかでない。このあたり本文も難解なところがあり、この訓注をどう活用して訓読すべきかわからない。

以上主として釋写の疑問から注意すべき釈語について略記したが、すでに他の項で説き及んだ訓釈のはここには省いた。興福寺本は多くの釈語を呈供したが、これらのように容易には利用しがたいものもあり、なお考証を要する餘地は少くない。もつともいままで類従本などで疑いを有していたもので、これによつて明らかにせられたものも多い。

最後に斯本だけに見られる訓釈または他本にはあつても釈語を異にするものの中から、語法・語彙などに注意すべきもの少しを選んで略記する。すべての語に及ぶことは、その

大部分が普通の語彙でありまた他本をひろく比較してから成すべきものでもあつて、いまの本稿の目的とするところではない。

孛 音牛
反不工乃名會 (序)

語法として珍しい古例の一つである。「牛」は「孛」の誤りか。後世に多いこのゴ式講義体の年代の明らかなものでも最早いのは前述の「華嚴經音義」にすでに見える

賁 之与反亭也
二伊流會

とあるものであろう、古点本にも見えるようであるが。たまたまあらわれた唯一例ながら訓釈者の声を聞く思いがする。

幸 牟我之 (序) 憲 牟我
久母 去備 (三)

第三縁の例は先に述べたように「ムガシビ」なること明らかで、「ムガシ」が形容詞活用にも動詞活用にも活かすことがわかる。類従本では前者は「ヲカシクモ」となつている。

踊 久 (一)
惠

この頃には「コエ」「コユ」などとヤ行下二段に活用するものが常であつたらしいのは他の文献から推定せられているが、この例はまだフ行下二行の古形で注せられているのも珍しい。類従本にはこの訓注を缺く。

贖 阿可
比天 (七)

類従本は「阿加女豆」に作る、したがつてこの字としては意義通ぜず校齋は諸傍証をあげて「アガヒテ」なるべく論じているが、斯本によれば何ら問題ではなくなる。

罽 奈加
天 (十一)

古字書類にこの訓あるを知らない、この語の他に存するか否かもわからず、類従本には全く注せられていない。

塩醬 二合末佐奈
るこ止乎 (十三)

類従本「万奈流去止乎」に作る、これに対して校齋は「訓釈恐有誤」と存疑した。斯本の訓は「マサナルコトヲ」と訓むべきであるが、二訓ともに意義が通じない。延寶本の一本には「万加奈比去止乎」と注する、これなれば明瞭であるがわかりやすく意改したのではないかの疑いがある。

晦 川支
毛利 (十二)

原形をそのままとどめており、類従本ではすでに「ツコモリ」となつて「キ」を脱落させた形である。これとおなじように

粮 加利
天 (三十)

という語も、まだ「カテ」とはならず古形を存する。このと

ころでは類従本にこの訓釈はないが巻下には「糧」字にやはり「可里豆乎」という形で出ている。

主 か止良
之め (三二)

古語「カトル」を使役の形に活かされたものである。これを「ツカサドラシメ」と解して訓読している本があるが、古語「カトル」に思い及ばなかつた失考であろう。

きわめて概略ではあるが、興福寺本訓釈にあらわれた釈語のうち少数ながら注意すべきものについて解説した。釈語の有する内証そのものも、やはり延喜以往の姿たり得ることが確かめられる。さらに詳しく比較考察することによつて靈異記訓釈の一般的性格をはつきりしなければならぬ。

(二五・一〇・一三)

昭和二十五年文部省科学研究費による研究の一部である——活字に翻印するのに、平仮名か漢字かその草略の程度で決めがたいものが多い。従来紹介せられたもので、異同があるのはこのためであり、草体の真仮名を別字に誤読している例もある。ここにはそれら先行の文献についてはほとんど論究しない。諸本に對して基礎的に考察してから、靈異記訓釈の一般を考証し校定しなければならぬというその第一の解説が本稿である。(二二・三二・三一追記)